慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	貿易政策の価格調整効果の分析：四つのケース
Sub Title	Analysis of the effect of price adjustment by foreign trade policy
Author	白石, 孝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.8 (1956. 8) ,p.551(1)- 560(10)
JaLC DOI	10.14991/001.19560801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

Hollis B. Chenery: The Application of Investment Criteria……鈴木諒一（三六）

Walter Galenson & Harvey Leibenstein: Investment Criteria, Productivity and Economic Development……鈴木諒一（四三）

シュムペーター著 東畑精一譯『經濟分析の歴史 I』……山部德雄（四七）

アブッシュ著 道家忠道・成瀬治譯『ドイツ――歴史の反省――』……飯田鼎（五一）

明攀取引小史……渡邊國廣（五五）

貿易政策の價格調整效果の分析

――四つのケース――

白石孝

はしがき

貿易政策の具體的對象はいくつかあるが、本稿ではその一つとして國内の諸價格の變動を貿易量や輸出入價格の調節を通じ安定化せしめる「價格調整」の效果について分析しようとするものである。既にかかる貿易政策については穀物法をめぐる古典學派の諸論、わが國の米穀價格調節關税の效果に關する諸研究にその分析の一部をみることが出來る。しかしここでは特定の或る生産物の價格が低落した場合に貿易政策の可能な諸手段を用いこれを引上げるというような際の效果を檢討するものである。勿論、かかる政策目標をもつ諸手段には多くのものを考えることが出來るが、本稿では次のような諸手段をとるケースについて檢討を試みる。

まず輸出側における調節として、補助金政策とその一形態でもある輸出入リンク制度を第一のケースとする。次に輸入側における調節として關税政策を採用するものを第二のケースとする。第三には輸出入兩面における調節として補助金と關税とを併用するケース、第四に輸入割當制度を用いて輸入を直接に統制するケースをそれぞれ考えるものである。猶以下のこれらの分析において、その對象とする生産物はある特定の一生産物であり、輸入もリンク制度の場合を除いてすべてこれと同一品種の生産物を指す。また輸入の國内價格とは輸入の對外價格と區別し、輸入品の國内への販賣價格に相當するものとして用いられている。

一

まず當該生産物の國内價格が下落した際に輸出補助金制度により需給量を調整するケースについて考えるのであるが、通常、輸出補助金政策は補助金相當分だけ輸出價格を引下げるものである以上、國内價格が下落した際に用いることは一見適當でないケースとみられるかも知れない。しかし實際にこれが行われるのは、國内價格が下落しても猶必要な輸出量を期待し得ぬ相對的價格水準にある場合か、或は當該生産物の輸出に對する外國の需要價格彈力性が小である場合である。この條件下では當然對外價格を一層引下げ内外の市

場價格差をその分だけ擴大する必要がおこるであろう。今問題とするのはこうしたケースなのである。

さてこの場合の直接の作用は、ハーバラーの部分均衡圖式[註1]をやや變形することにより容易に説明することが出來る。そして關税の場合と丁度逆な效果分析により輸出需要の喚起を畫き得る。一般的には、補助金の輸出に對する價格效果は外國需要と國内供給の彈力性が大なるほど大きいであろう。その結果、輸出促進がもたらせられたとすれば國内價格の引上をもたらす。しかしここで考慮されなければならないのは次のような條件である。

第一はもしもこの種の補助金が他の産業の生産物に對する課税收入により支出されたものとすると、被課税生産物の價格が騰貴し、これが被補助金生産物の價格に作用するかも知れないということである。勿論かかる合成效果は單純には決定し難い。事實、それは生産の上における前者の占める重要度や價格上の變化に應ずる生産物購入割合の變化如何にも左右されるからである。確かにメッツラーもいうように[註2]このような第二次效果が第一次效果を凌駕することはあるまい。しかし右の作用が補助金による引下分を多少とも相殺する可能性は考え得るところである。

第二は輸出補助金による所得效果についてである。この一般的な分析は既に拙稿「補助金政策の形態と效果」[註3]において行つたが、ここでの問題は次の點にある。即ち

(イ)補助金による前述の如き輸出增加がもつ乘數效果が當該生産物の國内需要の增加にどの程度作用するか。

(ロ)もしも補助金が他方で課税により賄われたとした場合、これが當該生産物の國内需要の減少にどの程度作用するか。

(ロ)は更に、(a)一般課税により賄われるという場合と、(b)特定の産業の生産物に對する課税により賄われる場合とに分けられる。(a)を假定すると、右の作用は當該生産物に對する限界消費性向の大きさによるだろうし、また代替彈力性に依存する。(b)の場合はむしろ被課税生産物と被補助金生産物との需要の代替關係により後者の需要を增加せしめることもあり、前述の基本的な第一次效果を變化せしめないかも知れない。しかし、總じてここでとりあげている補助金は(a)の一般課税に依據するほど多額なものではないから、考慮すべき所得效果は(イ)と(ロ)の(b)に限定してもさしつかえあるまい。從つてこの效果は輸出增加・國内價格引上を更に同一方向におしすすめると考えられるであろう。

第三は補助金の生産效果に關してである。即ち補助金によつて輸出が增加したという點からそれだけ當該生産物に對する需要の增加をもたらし、かつ國内價格を引上げたとするとこれにより國内生産が增加する作用を與えはしないかということである。これは既に古く穀物奬勵金制度についての古典學派の諸議論に現われているところでもある。[註4]即ち、もしかかる生産效果があるとするならば、國内價格の引上は當該生産物の生産增加により相殺され、逆に再び價格低落をもたらすであろう。周知の如く穀物奬勵金の場合にはアダム・スミスはこれに反對し、「奬勵金のために惹起される穀物の異常な輸出は、當該各年において、それが外國市場及び消費を擴大すると丁度同じだけ國内市場及び消費を減少させるにとどまらず、その國の人口及び産業を抑制することによつて、その窮極の傾向として國内市場の漸次的發達を阻害し抑制する」という。[註5]しかしこのスミスの見解は事實上の檢證に抗し得ず、長期的に奬勵金の生産效果、價格低下が認められたことは周知のことである。[註6]本稿ではこの點を詳細に論ずる目的をもたない。むしろ問題を限定するならば、短期といえども、補助金の價格效果として輸出增加をもたらす條件に國内の供給彈力性値が大であるとみる假定から、國内價格の引上による第二次的作用が生産物を增加させ舊水準に價格を引下げる可能性をもつとみなくてはなるまい。

以上の輸出補助金政策のケースに更に次のような特殊な場合を附加しておこう。それは廣義の補助金政策というべきリンク制度の採用である。ここでは輸入證明書制度などの採用により輸出者に一定以上の輸出に對し他の商品を無税で輸入し得る證明書を發行し、その譲渡も自由とすることによつて輸出を助長する政策などを例に考えるものであるが、[註7]一般的なケースとして輸出に應じある一定の比率で國内に有利に販賣し得る物品の輸入權を與えるというような所謂「補償リンク制度」を對象とする。[註8]まずこの種のリンク制度の前提條件を考えなくてはならぬ。その第一はリンク輸入品は國内の需給バランスからみて著しく供給不足を來し、内外價格差のひらきが大であること、第二はこの輸入を直接に統制しその輸入權を許可された輸出業者にのみ與えていること、從つてこれを輸入し得たものは割當制により生ずる特別利潤をも加え有利に國内に販賣し得ることとなる。この條件のもとで今輸出入の補償關係をみると下圖の如くである。圖において左に當該生産物の輸出、右にリンク輸入品をとり、縱軸に價格を横軸に各々の輸出量と輸入量とをとる。輸出についていえば、輸出供給曲線はS_x、輸出外國需要曲線がD_fの場合、その均衡價格はPで、PNの價格でON量が輸出される。そこで輸出促進のため輸出量をONからOLに增加せしめようと考えたとする。しかる際には輸出價格はOHでなければならない。供給價格はOGであるからこの輸出はGCP′Hの損失をもたらすであろう。圖の右側に示すリンク輸入品については、その供給曲線S_m、これに對する需要曲線D_hで輸入割當の如き統制前での價格はMP、輸入量はOMである。それに輸入割當制を實施すれば、供給曲線はSC′Tに變化する。そのためOBの價格でOQを輸入しOA價格をもつて國内に販賣出來、AP′C′Bの利益を取得出來る。かくしてOLの輸出により生じた損失はかかる輸入權を與えることにより充分補償されるであろう。その補償は圖では輸出損失GCP′Hと輸入利益AP′C′Bにより示されるところである。勿論この二つの面積は必らずしも等しいとは限らない。この補償が效果的たるためにはAP′C′BがGCP′Hよ

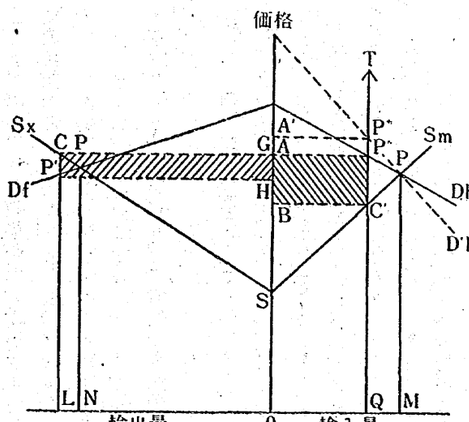

りも大なることが必要である。それには次の二つの條件を考えることが出來る。

第一はGCP′Hの出來る限り小なることで、換言すれば、輸出價格をその供給價格以下に切下げて增加し得る海外需要の程度で、もしその彈力性値が小であるならば、その切下げが大でなければ輸出量は期待したほどの增加を示さず、その結果一定の輸出增加分をもたらすGCP′Hに相當する損失部分が大となり、反對ならばその部分は小となる。

第二は輸入利益AP′C′Bの大なることで、それにはリンク輸入品に對する國內需要の價格彈力性が小なること、これに相應して劃當量を少く輸入する場合を考えることが出來る。前者は傾斜のヨリ急な需要曲線D′hにより示される通りでその場合には輸入利益はAP′C′Bより大なるA′P″C′Bの如く增加する。猶これについては後に輸入劃當制を適用するケースの分析で詳細にあつかわれるであろう。

かくして補償リンク制度による輸出促進效果は右の二つの側から規制される。もしもさきの條件がみたされるとすれば輸出量は國內供給者の損失なくして增加し得、輸出價格の低下から生ずる國內價格への作用を招來せず、その國內供給量を調節することが可能である。むしろリンク輸入により一般の利潤以上のものが得られるとすれば輸出は一層增加しその價格を引上げるに至ると考えてよい。しかし問題はこれによる輸入品の價格騰貴である。それは當該生產物とは別種な輸入品ではあるが、この輸入品に對する需要の價格彈力性が小なるほど效果的であるという點から、一般に國內品に代替し難い品種であると共に、必需品的性格を有する。從つてこの價格騰貴は更に國內の流通過程において價格調整金の如き補助金を用いないとすれば、一般物價に影響を與えるであろう。もつともこの作用は當該生產物の價格に及ぼすとしても、本稿の出發點が當該生產物の價格の低落をいかに阻止し引上げるかという調節にある以上、輸出增加による當該生產物の價格引上をむしろ促進するものとして考えることが出來、政策效果の上で矛盾するものではない。ただかかる政策目標を別としてリンク制度の輸出促進效果を對象とするならば右のリンク輸入品の價格騰貴はこの效果を削減する作用をもつものとしてとりあつかわねばならない。この際にはこの分析は補償リンク制度のみならず原料リンク制度をも對象とする必要があろう。

（註1）G. Haberler, Der Internationale Handels. 1933. p. 189. 岡倉・松井共譯、五二三頁。

（註2）L. A. Metzler, Taxes and Subsidies in Leontief's Input-Output Model. Q.J.E. 1951. pp. 433-438.

（註3）拙稿「補助金政策の形態と效果」（「國際不正競爭の研究」所載）では一般的な比較靜學的結果を六つのケースについて圖表化した。しかしここではそれらの全部のケースを考慮する必要もない。補助金については文獻は極めて少く、わが國ではわずかに上坂酉三「貿易概論」一四七―一四八頁、油本豐吉「ダンピング」第一章第四款、伊藤善市「日本經濟に於ける補助金の役割」（日本經濟の構造分析下卷）、平岡謹之助「貿易政策論」下卷に制度的概述があるのみである。猶、效果分析に註(1)(2)以外に Earl. Rolph, A Theory of Excise Subsidy. A.E.R. Sept., 1952. J. Tinbergen, Four Alternative Policy to Restore Balance of Payments Equilibrium, Econometrica. July, 1952.

（註4）拙稿「國際貿易の基礎理論」第一章第二節。

（註5）A・スミス「國富論」大內兵衛譯㈢の一四七頁。ここでは穀物輸出補助金は必需品價格の騰貴を意味し、第一に生活水準を引下げ人口を抑制し、第二に貨幣賃銀を引上げ、雇傭能力を低下せしめ、產業活動を抑制することになり、結局において長期に消費を減少せしめるから、輸出補助金下附→需要增加→生產增加→價格低下になる筈がないと主張する。

（註6）E. Lipson, The Economic History of England, 1931. p. 450.

（註7）ドイツは第十九世紀を通じ徐々に穀物輸出國から輸入國に移行したが、東部と西部とは事情を異にし、東部は輸出、西部は輸入の地域であつた。ところが七〇年代より世界の穀物價格は著しく下落し、東部の輸出は不振に陷入り國內生產の過剩を招來した。そこでこれを輸出し國內の供給を調節しようとして採用したのがこの例である。これについては Fritz Beckmann, Einfuhrscheinsysteme, 1911.

（註8）この一部は貿易收支調整政策の立場にたつて拙著「現代貿易新講」第二版に所載したところである。

二

前のケースは生產物の國內價格の低落を輸出によつて調整するものであつたが、ここでは關稅によつて輸入を削減して國內價格を維持するか或は引上げようとするケースを扱う。即ち、問題は當該生產物がその國內の供給に加えて外國よりの輸入をみる場合、關稅によりその輸入國內價格がどの程度上るか、また輸入量がいかほど縮小するか、その結果これが國內生產物價格にいかに作用するかである。

右の關稅の直接的作用を決定するものは、いうまでもなく、稅率の高さ、需要の價格彈力性、輸出の供給價格彈力性である。(註1) もしも輸入稅が比較的に低いものであれば、この關稅は輸入業者もしくは外國の輸出業者いずれかが負擔し、輸入國內價格や輸入量に影響しないことが考えられる（關稅轉嫁）。勿論これは關稅が僅少である場合を除き、結局は當該生產物に對する價格彈力性によるであろう。ただこの稅率については、從價稅か從量稅か、或は混合稅、選擇關稅かという課稅技術上の相違を考慮されねばならない。(註2) たとえば、從量稅と從價稅とを對比すれば註圖の如くであり、從量稅をとるという對象物品の價格が高くなるにつれ關稅率を減ずるし、價格が一定額以下の場合には從價稅よりも高率となる。(註3) 從つて海外の供給價格が低落した場合に、從量稅は輸入國內價格を騰貴せしめるが、從價稅は關稅表を變更しない限りその效果を生じない。しかし、もしもかつてのわが國の米穀法の如く、當該生產物の數量又は價格を調節する必要のあるとき、期間を定めて輸入稅を增減或は免除する規定を設ける場合であれば、一時點の分析にはかかる課稅技術上の問題を強いてとりあげる必要はない。通常、關稅の價格效果分析にはこの定式化の上から從價稅を改めて高率に變更するか設定したものと假定する。

さて今當該生産物に價格調節關税として從價税k%を賦課したとする。これによつて輸入國内價格はk%だけ騰貴するかというと、相手の外國販賣者はおそらく販賣額をおとしたくないために Ober Price を引下げるだろうし、國内の輸入業者も需要量を減少せしめるから、騰貴してもこれよりも低くなるのが通常である。この騰貴分を需要の價格彈力性ε_hとの外國輸出供給價格彈力性ηfとから決定すれば、左の如く定式化し得る。(註4)

$$\Delta p = \frac{\eta f}{\eta f + \varepsilon_h} k \cdot p$$

即ち輸入國内價格は以前よりも $\frac{\eta f}{\eta f + \varepsilon_h} k$% だけ上昇することを示す。輸入量はこの輸入の國内價格の騰貴により減少するが、それは

$$\frac{\Delta q}{q} = -\frac{\Delta p}{p} \varepsilon_h$$

であるから、

$$\Delta q = -\frac{\eta f \varepsilon_h}{\eta f + \varepsilon_h} k \cdot q$$

となる。即ち輸入量は課税前のそれよりも $\frac{\eta f \varepsilon_h}{\eta f + \varepsilon_h} k$% 減少する。しかしこの第一次效果は更に自國の當該生産物の國内供給の價格彈力性をはじめとし、總供給量中に占める輸入量の比率（輸入依存度）によつて修正されねばならない。けだし國内の供給彈力性値が大であつたり、輸入依存率が低ければ、この輸入量の減少程度は右の第一次效果よりも大であるからである。

しかし問題は次の點にある。即ち關税によつて輸入國内價格が騰貴したとしても、國内生産物に對する需要のシフトが生ずるかどうか。第二に需要のシフトが生じたとして國内生産物の價格を上昇せしめる效果を生ずるかどうか。第三にその結果國内生産が增加して輸入價格を更に騰貴せしめるかどうかである。國内の供給彈力性が大というのはこれらの諸過程を一つに表現したものであるが、ここではその各々について多少の檢討を要する。

まず第一の點に關して本稿ではある特定の生産物に對象を限定しているから、國内生産物と輸入品とは同じ品種のものとすれば、その意味では需要のシフトを考えてもよいかも知れない。しかし國内生産物の價格低落の際には一般的に價格の需要彈力性値は經驗的に小さくなる傾向を示しており、これをやや回復する程度にとどまり需要の大幅なシフトは招來されないこともあり得る。殊にたとえ同じ品種であつても、内地米と外米の如き品質を異にする場合や用途を異にする場合には、關税によつて國内生産物へのシフトは生じない。(註5) かかる際には國内生産物への價格效果はみられず、專ら輸入國内價格とこれに對する需要の關係だけが問題となろう。即ち對輸入價格需要彈力性の値が決定的な條件となるのみである。換言すればかくの如き事情のもとではその彈力性は小さく、第一次效果としての輸入の國内價格を一層引上げることとなるとみることが出來る。

第二の點は需要の國内生産物へのシフトがあつたとして、これによる需要の增加が國内生産物價格にどのように作用するかということである。勿論、純理論的にはこれが國内價格を騰貴せしめ、その供給の價格彈力性が小なればなるほどその騰貴を大ならしめることは明らかである。しかしこれは國内生産物價格構成の諸因子を考慮

外においた場合のことであつて、この價格構成の諸因子がむしろこの作用を充分打消してしまうことを考えなくてはならない。たとえば、その産出高や一般物價との關連をみれば、右の如き國内生産物價格への部分均衡論的結論の限界は明瞭であろう。ただ當該生産物が國際商品であり、國際市場價格の作用を強く受けるものである場合には、經驗的にその輸入の國内價格が關税により高められれば、國内生産物の價格も當然これにより引上げられることは事實である。

第三の點は關税の國内生産物に對する生産效果の問題である。即ち前述のような條件下で國内生産物の價格が關税の作用によつて騰貴するということから出發してこれが生産をどの程度增加せしめるかということである。これを決定するものは國内の當該生産物の供給の價格彈力性値であるが、これは餘程大きなものでなければ生産の增加を期待出來ぬであろう。というのは輸入の國内價格は相當に騰貴しても國内生産價格のこれによる騰貴の程度はごくわずかであるからである。と同時に純理論的にはこの國内での相對價格の變化のみから當該生産への資源の移轉を確言出來ぬことに留意すべきである。完全雇傭を前提とすれば、メッツラー(註6)が强調するように關税の交易條件への作用をこれに加えねばなるまい。しかしここではこのメカニズムを檢討することは短期といえども本稿の分析外に屬する。いわんや生産效果という長期の分析は論外である。われわれは更に次のケースに歩をすすめるであろう。

即ち第三のケースとして、右の關税と輸出補助金とが併用されたとする。これは實際上多くの例をみるところで、輸出補助金の設定には逆輸入を防ぐ意味でも用いられることが多い。このケースにあつては國内生産物の價格に對して一層確實な效果を與えることを指摘しなければならない。以下供給と需要の兩面についてこれを指摘すれば左の如くである。

(イ)補助金によつて輸出を促進する可能的條件が多少不確實であり、輸出量が國内供給量を調節し得ず、その國内價格への作用を充分にもたらし得ぬとしても、關税を併用することにより輸入量を減少せしめ、その結果國内の總供給量を減じ、かかる效果上の不足を補完することが出來る。

(ロ)補助金の收入源がもしも關税收入に求められるとすれば、第一のケースでふれた合成效果の問題を考慮外におくことが出來る。

(ハ)關税によつて輸入の國内價格が騰貴しても、需要の國内生産物へのシフトが不確實であり、かつその價格構成上の諸因子の働きによつて期待した國内生産物價格の引上が求められない場合でも、補助金による輸出增加が附加的需要を與えるから、右の諸因子の働きに抗し得る、と同時に補助金による乘數效果により所得の增加がもたらせられるとすると、當該生産物の所得の需要彈力性が高ければ、需要のシフトが助長される。從つてそれだけ關税による國内生産物に對する需要を創出することが出來よう。

かくして第一・第二のケースの如く補助金のみや關税のみで當該生産物の價格を調節する場合よりも、國内の總供給・需要と變化せしめ效果を大きくし得る可能性をもつものといい得よう。

（註1）拙著「貿易政策要論」第一章第二節、並にG・ハーバラー「前掲書」三六四頁。

（註2）T. E. Gregory, Tariffs·a Study in Method, 1921.

（註3）この實證的研究として H. Liepmann, Tariff Levels and the Economic Unity of Europe, translated by H. Stenning 1938. があり、ここもこれを考慮に入れている。

（註4）大藏省「調査月報」第四四卷第二號「關稅の輸出入に及す效果」。猶、彈力性に更に生産・消費量を加味して騰貴額を公式化したとすればかかる式以外にライトのものがある。Wright, Sugar in Relation to the Tariff. では

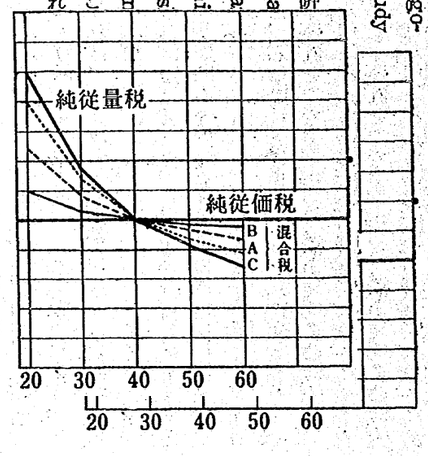

これは國際商品の場合には考えなくてはならないが、本稿では前式によった。

$$\Delta P = T_J \frac{1}{1+\frac{E_d O_d - \eta_d C_d}{E_J O_J - \eta_J C_J}}$$

（註5）八木芳之助「米價及び米價統制問題」四〇三頁。

（註6）L. A. Metzler, Tariffs, the Terms of Trade, and the Distribution of National Income. J. P. E. Feb., 1949. Tariffs, International Demand, and Domestic Prices. J. P. E. Aug., 1949. 丸田永作「メッツラーの關稅理論について」經濟論叢第二三卷第二號。

三

第四のケースとして、輸入割當制を採用し輸入量を直接に統制し當該生産物の價格を引上げようとする場合を想定する。

まずこの政策は關稅と異なり輸入量及び價額を直接的に制限するものであることを考えねばならない。前述したように、關稅政策は當該生産物に比較的に高い關稅を課し、內外價格差を縮めて輸入の減少をもたらそうとするが、この輸入がいかほど減少し價格を騰貴せしめるかは既に述べたように多くの條件に依る。しかし輸入割當制度の場合には前もってその輸入量を限定しこれを業者や國別（地域別）に割當てしまう。從つて最高の輸入量はその價格にかかわらず一定で、削減量は當初から定められているものである。勿論この場合にも輸入割當制のみを採用するものと關稅とを併用するものとがあり、效果分析には一應この二つのケースが扱われる必要があろう。更に H・ハウサーによれば輸出入業者に競爭の存在せる場合、輸入側に獨占、輸出側に競爭が存する場合、その反對の場合が考慮されるが、とにかく出發點として國內の生産物の價格と割當制實施前の同種輸入品の國內販賣價格が同一水準にあるかそれとも差があるかということをまず決定しておかねばならない。勿論前者をとるということは國際均衡價格論による説明を容易にするであろう。バローネ式の部分均衡圖式はこれを示す。通常は運送費・關稅額だけの差をもってこの均衡價格が成立し、そのもとに國際的な需給均衡がなりたつものとして示され、輸入割當制度の實施は輸入國での價格騰貴、輸出國での價格低落をもたらし、前者で國內總需要量の減少、國內生産の增加、後者で國內總生産量の減少、國內需要の增加が招來し、相互にこれがみあう價格差を二國間に生むと説明される。しかしここではかかる方式をとらず、當該生産物の輸入それ自身が割當制度によりいかにその價格を變じ、同種の國內生産物價格に作用するかをみたいと考える。

最初に輸入割當制度のみを採用した場合を想定する。この際の價格に對する作用は限定された輸入量を全部、即ち割當量を全部使用するか、それ以下にとどめるかということと、輸出入國各側の競爭の程度により異なるであろう。（註3）

(イ)輸出入國各側に競爭が存在する場合。この場合には輸入割當制を實施すると、この一定の割當量を獲得するため國內の業者は相互に競爭してそのわく內の輸入をあますところがない。むしろその輸入權にプレミアムが附加されるであろう。輸出する方ではその限定により需要がその量まで減少したのであるから、需要の減少に對應する價格の低下をみる。しかしそこにおいても競爭が存在するから、そのわくを得るために價格を一層引下げるであろう。これは輸入の量的割當制の場合に明瞭に現れる。そして輸出側のかかる價格引下は益々輸入による利得の幅を大ならしめるから、輸入業者にその割當量全部を使用することの利益をもたらす。かくしてこの兩方の作用から輸出入双方に競爭の存在する場合には割當量全部が使用され、輸入量は正確に割當量まで減少するしこれ以下でもない。それにより輸入品の國內價格は騰貴するが、その程度はその量的減少の作用プラス輸入プレミアムにより決定される。

(ロ)輸入側に獨占、輸出側に競爭のある場合。この輸入側の獨占は一輸入業者のみに許されているような場合や、國內に當該商品が殆ど存在しない場合に可能な國內市場獨占を例として考えることが出來るが、ここでは後者は例を異にする。從つて前者を前提とすると、その獨占業者は割當量以下に輸入量を減少することなく、相手の輸出業者の競爭を利用して安價に輸入し、他方割當により生じた價格騰貴を利用して高價に國內に販賣し得る。しかしこの場合嚴密には輸入獨占が割當前において存在していると假定したのであって、もしも割當が或る輸入業者のみに與えられ、獨占をもたらしたとすれば、事情は異なる。即ち、このような際にはこの割當量全部を使用するとはかぎらないであろう。この割當量以下に輸入をし、價格を一層引上げて利潤を大ならしめようとする。そして利潤が極大になるところに輸入量を定めるに相違ない。從つて、當該輸入品の價格に與える騰貴作用は(イ)の輸出入國各側に競爭が存在する場合よりも大であり、また輸入獨占が割當前に存在している場合よりも大である。ただし利潤は前者よりも小さい。

(ハ)輸出側に獨占、輸入側に競爭の存在する場合。これも(ロ)の場合と同樣に割當制度實施以前より獨占が存在していたか、割當が獨占を來したかにより結果をやや異にする。輸入する方の事情は(イ)と同樣で割當以下に輸入しようとする條件はない。ただ輸出側の獨占が前者のような場合には割當全部を輸出しても後者のような場合には割當量以下にとどめることも可能である。それ故に後者の條件下で

は輸入業者側は一層競爭を行い輸入におけるプレミアムを增し、かつ對外的にも獨占輸出業者に多少の價格の讓歩を行うかも知れず、輸入の國內價格を割當による作用以上にまた(ロ)の場合よりも一層騰貴せしめるであろう。

次にこの輸入割當制度に關稅政策を併用したとする。この效果について(a)輸入割當制度實施により生じた內外價格差以下に關稅額が相當するか、(b)それ以上に相當するほど高率であるかが問題である。もし(a)の場合ならば、輸入量は割當量に等しく關稅は量的には影響を與えない。しかしもし(b)の場合ならば、割當量以下に輸入を制限することとなり、輸入割當制度の作用に代つて關稅が輸入量と價格を規制する要因となる。この程度を決定する條件は關稅政策を適用したケースで述べた如くである。

かくして輸入割當制度の輸入の國內價格に與える作用は右の如き諸條件により若干相違するが、輸出或は輸入の獨占による割當制の不利用に最も大きな作用が生ずるということが出來る。(註4)

以上、四つのケースについてその各々の效果を分析した。殘されているのはこれらの四つの諸手段の政策上の選擇の問題である。これは次の條件のもとで考えられるであろう。卽ち當該生產物の輸出或は輸入依存率、その價格構成上の諸因子の作用、他の生產物價格との相關度、價格彈力性値である。そしてかゝる條件のもとで選擇された政策が實施される以前に厚生的觀點から比較されることも忘れてはならない。これについては後日稿を改めて述べたいと考えている。

（註1）H. Hauser, Control of International Trade, 1939. Chap XI, pp. 149-167. 同樣として F. A. Haight, French Import Quotas, 1935. pp. 14-19.

（註2）E. Barone, Grundzüge der theoretischen National-ökonomie, 1935. pp. 102-104.

（註3）拙著「貿易政策要論」第三章第三節。

（註4）Kurt Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen Einfuhrregulierung, Weltwirt Archiv. März 1935. 谷口吉彥「貿易統制の研究」一九四頁、平岡謹之助「前揭書」三四三―四頁。

ソ連における重工業優先論

加藤　寛

一

ソ連ではできるだけ早く資本主義に追いつき追いこすために、重工業優先の五ヵ年計畫經濟を當初から實施していたのであるから、いまさらのように重工業優先を强調する必要はないと考えられぬこともない。ところが第六次五ヵ年計畫では「社會主義國民經濟の發展のうえで指導的役割をはたすものは、工業、まず第一に重工業、生產手段の生產である。重工業を優先的に發展させずには、國民經濟のすべての部門における擴大再生產や、たえまない技術的進歩や、生產力の着實な發展や、勞働生產性の着實な增大を確保することはできないし、またわが國の不敗の防衛力を確保し、國民の福祉を高めることはできない。このことは、マルクス・レーニン主義經濟學がおしえており、またわが社會主義國家の發展の歷史的經驗の全體によつて確證されている。」「われわれは、重工業の優先的發展をめざすレーニンの一般方針をかたくたゆまずまもりながら世界史的な勝利をかちとつた」（ソ同盟共產黨第二〇回大會ブルガーニン報告）と、重工業の優先を再確認し、主張している。これは戰後の三次にわたる五ヵ年計畫のうちで、初めてのことである。

この再確認・再强調の理由は何であろうか。

一九五三年にスターリンがその活動的な生涯を閉じ、マレンコフがスターリンのあとを繼いだ年の八月に、かれは次のような演說を試みた。「我々は重工業がわが社會主義經濟の基本的土臺であることを常に銘記せねばならない。何故なら重工業の發展なくしては、輕工業を一層發展させ農業の生產力をさらに高め、わが國の國防力を强化することは不可能だからである。」ここ迄は從來の重工業優先論と大差はない。しかし彼は更に續けた。「一九五三年重工業生產は工業總生產の七〇%を占めるに至つた。この强大な重工業基盤に立脚するなら、消費財を飛躍的に增產して、消費財に對する國民需要を充足できる。」「今日迄わが國には重工業と同一のテンポで輕・食料品工業を發展させる機會がなかつたが、現在では、われわれは國民の物質・文化的生活水準を一層急速に向上させるために輕工業の發展を全面的に强行できるし、しなければならない。」これは少くとも

ソ連における重工業優先論